

- 1 日 時 平成16年7月23日(金) 14:00～17:00
- 2 場 所 甲府家庭裁判所大会議室
- 3 出席者
(委員・五十音順)
池永委員, 大島委員, 川手委員, 倉地委員, 佐藤委員, 千葉委員, 寺井委員, 長澤委員, 萩原委員, 宮沢委員, 山口委員
(事務局)
寺田事務局長, 小太刀事務局次長, 鈴木総務課長, 益田首席家庭裁判所調査官,
大矢次席家庭裁判所調査官, 春日首席書記官, 石上総務課課長補佐(書記), 小澤庶務係長(書記)
- 4 議事等
(1) 新委員の自己紹介
(2) 第2回委員会のテーマの紹介(別紙第1のとおり)
(3) 試験観察制度についての説明(配付資料別紙1のとおり)
(4) 各テーマの事務局からの説明及び意見交換
ア テーマ について(別紙第2のとおり)
イ テーマ について(別紙第3のとおり)
- 5 次回委員会のテーマについて
次回テーマを「新庁舎の基本理念についてどうあるべきか」として決定した(裁判所からの説明は別紙第4のとおり)
- 6 次回(第3回)期日を11月25日(木)午後2時から午後4時30分までと決定。

(別紙第1)

第2回委員会の意見交換テーマ

<試験観察制度について>

試験観察の過程で家庭裁判所が行うべき少年に対する働きかけとしてどのようなものが考えられるか。

たとえば, 社会奉仕活動としてどのような体験学習を行わせたらよいか。そのための場の開拓確保をどのように行ったらよいか。

” 少年の生活指導を行う補導委託先としてどのような施設が考えられるか。

なお, 山梨県内における補導委託先の現状は, 体験学習を行う乳児院が1か所, 生活指導を行う補導委託先が1か所のみです。

(別紙第2)

テーマ について

1 短期補導委託についての説明及び山梨県の実情について

2 意見交換(要旨)

【議長】 短期補導委託というのは, 親元で生活をしながら, 1日ないし数日, 社会奉仕活動的な体験を積ませるというものです。本県での委託先は残念ながら18, 19歳の年長女子少年を対象とした乳児院が1箇所だけということで, 裁判所としては委託先を広めていくことを検討している。委員からは, どういう社会奉仕活動を体験させたらいいか, あるいは, そういう場所の開拓をするのにどうしたらいいかについて御意見を伺いたい。

現在の補導委託先の乳児院では, 保母さんのお手伝いということだが, そういう奉仕活動であれば, 老人介護の施設とかはどうか。

【事務局】 老人介護施設でのボランティアについては, 裁判所では現在検討を始めているところである。ただ, 裁判所から非行少年のボランティア活動の説明と依頼をするときに, 受入先は, 「非行少年」という言葉を聞くとご遠慮されるという状況である。

老人介護施設での受入れをどのようにしていただくかにもよるが、老人の方のお食事の世話をするとか話し相手になるとか、自分が役に立っているという経験をして、言葉で返していただければ、少年にとってもわかりやすいので、そういう機会を与えることができれば非常に有意義であると思う。

おじいちゃん、おばあちゃんというのは、子供にとって父母よりも心を開くような気がする。おじいちゃん、おばあちゃんからもやさしい言葉をかけられるだろうし、そういうところでの接し方というのは、とても穏やかな雰囲気があるのではないか。

親が子供に対してどう接していいのかわからないとか、親が子供のことを理解していないことなど、親の子供に対する意識が変化してきている。そういう親の意識を変える必要があるのではないか。

社会奉仕活動を少年がやるということは、親と一緒にいることが望ましい。親と子供と一緒に作業を経験すると、作業をしている中で親は自分の子供はこういうことができるんだという発見などができ、そこから子供をより理解できる。また、子供は親がふだん見せない態度を見せて、親をある程度理解してくれるということになる。これも非常に重要なことではないかと思う。

本県の場合は、年長女子少年の施設が1箇所ということだが、そのほかの少年の委託先は、全然今のところない状況なのか。

【事務局】 それ以外のほとんどの男子少年、年の若い女子少年の場合は、お願いする場所がない状況である。

今、裁判所の立場で、短期間の補導委託と長期間の補導委託とではどちらが緊急度が高いのか。また、必要経費は出るということだが、受入れ先に対する報酬は、どうなっているのか。

【事務局】 短期の補導委託と長期の補導委託とでは、内容が違うが、どちらも必要性は高い。今の子どもたちには、そういう体験的な手法を用いて行なっていく必要性はある。費用の点については、少年にかかる生活費用等については補導委託費として国から費用が出ているが、委託先への報酬はボランティアになるので支出していない。

受入れ先を開拓するには、費用などについてのQ & Aのパンフレットを作成するなどして情報を提供していかなければ受入れ先は不安であり、開拓できない。また、受入れ先と裁判所を結ぶキーパーソンを置いて、そのキーパーソンが十分に機能を発揮していくことが開拓につながるのではないかと思う。

子供たちを見ていて、一般の子供にも社会的に体験不足と言われており、何よりも人と人とのつながりが希薄になっていて普通の生活をするのができていない子どもが非常に多い。みんなでご飯を食べるとか、他の人の家に泊まる、または自分の家に泊まりに来るといった体験が普通の子供でさえ不足している。それに加えて非行にはいろいろな要因がかかわってくるのだと思うが、そういう普通の体験をしていくことが本当に意義のあることではないか思っている。例えば、キャンプに行くよりも、近所でホームステイをするということなどが、これからの子供には必要ではないかと思う。これは、栃木県のある町の場合ですが、小学6年生を平日学区内の普通の一般家庭に泊まらせて、そこから登下校をさせるという体験活動がどんどん広がっているという事例がある。それが受入れ先にも子供にもすごくいい影響があるということである。

その他提案するとすれば、スポーツが得意な子はスポーツ少年団に指導者として受け入れるとか、消防署とか環境保全のクリーン作戦のような奉仕活動もあると思う。また、どこかで実際にあったと思うが、非行少年たちを集めてお祭りの企画をさせたら、ものすごく盛り上がったというのもあったので、お祭りやイベントの企画実行委員などをやってみるのもおもしろいのではないか。つまり、少年たちが自主的に幾つかの選択肢の中から自分に合ったものを選択できるのが理想ではないか。

3年ほど前、元暴走族のリーダーをしていたという人の講演を聞いたことがあるが、今悩んでいる子どもたちの相談を受けているという。過去において非行少年と称された人が、今では立派に立ち直っている人がいる。そういうような社会にもう少しでも恩返ししたいという人がいるのではないか。そういう人を見つめるのは難しいかもしれないが、本来そういう人の方が本当にや

さしい気持ちになってやってくれるのではないか。

試験観察で子供を家庭に帰しても家庭が変わらないことには、試験観察をしながら更生させてあげようという気持ちを持っていても、試験観察後親元に帰ったら結局同じことになってしまう。その子供だけに問題があるのではないような気がする。そういったことを解決するため、親、子供のためにマニュアルがあればよいと思う。

【議長】 いろいろ具体的なアイデアを出していただいたが、裁判所の方でこれは考えてみたいとか何か感想はあるか。

【事務局】 親に対する働きかけということは、裁判所では非行少年が対象になるので、なかなか難しい問題だが、私の前任地では親子での体験をさせていた。他の家庭ではこういう扱いをしているというようなことを体験させ、お互いの関係を築かせることをやっていた。甲府でもそのような取り組みをしていかなければならないと思う。裁判所だけではなかなか難しいところがあるので、ボランティアの精神を持っておられる団体の方とかおられればよいのですが。

多少問題のある家庭で育った少年が、補導委託で生活指導を受けさせていただくことで生活が変わる。そういう意味では、別なところで生活の場を持つということ、いいことだと感じた。あとは、非行少年を一般の家庭で受け入れてもらえる社会になればいいと思うが、短期で普通の家庭のところというような形は、実際はなかなか難しいのではないかと考える。

体験学習として、農業はどうか。農村は過疎化にあり、繁忙期では人手不足である。そういうところでたとえ1日でも農家で預かってもらえたら、本当にありがたいがたかったという気持ちが少年に伝えられ、自分の存在感というものを受け止められるいい体験になるのではないか。

短期補導委託は1日ないし数日ということだが、裁判所はどんな効果があるのか考えているのだろうか。こういう制度が必要ないとは私は思わないが、数日体験したからといって変わりばえしないんじゃないかと。初犯の多くの子供たちは、ちょっとした誘惑でやってしまった場合などにはこういった場所を変えての体験が、フレッシュなものとして再生のきっかけになるというケースもたくさんあると思うが、実際問題として、子供たちを数日受け入れて本当によくなるのか、どういうふうに効果があるのか、少なくとも受け入れ先に対しては、その辺の情報を裁判所が提供する必要があると思う。

受け入れ先としては、来年信州で国際スペシャルオリンピックというのが開かれ、そういうところでの数日間のボランティア体験などもできると思う。

基本的に短期委託をする場合、この子にはこういうものが向いているのかという判断があるかと思う。ところが、現在の甲府の状況だとその選択肢が全くない。まず選択肢を広げることが先決だと思う。とにかくありとあらゆるところを広げていけばよいのではないか。うまくいくかどうかはやってみるしかない。要するに、少しずつ受け入れ先を広げておかないと、社会的理解もこういうことをやっていることさえもみんな知らないから、広められるところから始めることが必要である。

具体的に言うと、裁判所は全国にあるわけなので、他のうまくいっているところの事例の似たようなところを探すとか紹介してもらおうとかはどうか。

短期の補導委託は、2、3日で変わるわけがないという意見もあるが、それはその少年によって違い、大変効果がある場合もある。決して無意味ではないと思う。やはり、選択肢をそろえるということではないか。

短期補導委託を1回やった後は、どうなるのか。短期と身柄付きとでは落差がものすごくある。1週間に1回、短期でいろんな活動をやるなどといったそういう中間的なものはないのか。ボランティアとはなっているが、金銭的な報酬を与えることがあってもいいのではないか。例えば、新聞販売店で働いたらそれに対する報酬を払う。金銭的なメリットを与えることはいけないということもあるのかもしれないが、自分のやったことの尺度を知ることでは、どうかと思う。

【事務局】 身柄付き補導委託の場合には、働いていれば報酬を受け取るというような形になる。報酬を受け取ることは全然だめということではない。

先ほど出た中間的な活動というのはあるのか。

【事務局】 基本的に試験観察であるので、3箇月から4箇月をサイクルとし

てやっている。今出た活用の仕方は、検討していきたいと思う。スタッフの力の問題もあるが、できるだけ本当にその子に合ったものを受入れ先と打合せをしながらやっている。もう少し裁判所を支えていただく応援団みたいなものがあつたらあ りがたいと思う。

アメリカあたりでは、報酬をつけるのが普通ではないか。報酬を払うということは、責任を自覚させることになるのではないか。日本の風土に合うかどうか わからないが、考えてもいいことだと思う。

【議長】 試験観察のもとにおける短期の補導委託は、体験をさせることで教育的な効果が上がる場合ともう少し期間を長くすれば変わることが期待できる少年など様々だと思うが、その運用というのはどのようにしているのか。

いろいろなバリエーションがあると思う。とても短期間の働きかけでは直らないであろうというような子は、最初から試験観察にはしない。また、少年院に行く可能性がかなり高い子でも試験観察をする場合があるし、在宅でもいい少年でもちょっと不安があるので少年にもっと自覚をさせるために試験観察にする場合もある。在宅の場合は、仕事を持っている子供は仕事に行きなさい、中学生や高校生は学校に行きなさいということで指導しているが、やはり、きちんと仕事を毎日できる子、学校に通学できる子はいいが、出来ない子もいる。そういう場合には、例えばどこかの会社に短期でもいいので雇ってもらうことによって、その状況を見て頑張ったということだとか、学校で退学にならなかつた子供などについては、学校の中での状況を維持させながら、例えば、ボランティアで別の体験をさせることが考えられる。体験をさせることによって刺激を与え、その状況を変えるよう働きかけをなるべく多く行いたいということである。

県内で起こった事件について、補導委託をする場合には県内の施設に委託をするのか、それとも住居とはかなり離れたところを選ぶのか。

【事務局】 基本的には少年が住んでいた社会、地域の中で預かっていただき、一緒になって直して行っていただきたいと考えている。

非行を犯した少年は、その委託先との交流は試験観察終了後でも可能ということか。例えば、案外わざと住居地と離れた場所に委託するとかそのような元の場所には行かないようにするとかはないのか。

【事務局】 それは、ケース・バイ・ケースで対処している。委託先には非行少年であるということを伝えて指導を行ってもらっているが、非行を犯した少年が委託先で指導を受け、それが終わった段階でも継続したいという少年もいる。その場合には、施設と協議をさせていただいている。

裁判所では仕事に就かせることについて、今まで職安と連携をとったということはあるのか。知的障害などの場合には、ハローワークにジョブ・コーチという制度がある。ジョブ・コーチと呼ばれる人が、知的障害者が職業につくに当たり、人間関係とか技術的な問題などいろいろな戸惑いに対してアドバイスするカウンセラー的な機能を果たしている。また、受け入れた側の雇い主の人たちの、その受け入れたことについて起こってくる現実的なトラブルとか戸惑いとかにも相談に乗ってくれるというものである。職安と連携をしていけば新しい開拓先もあるのではないか。